

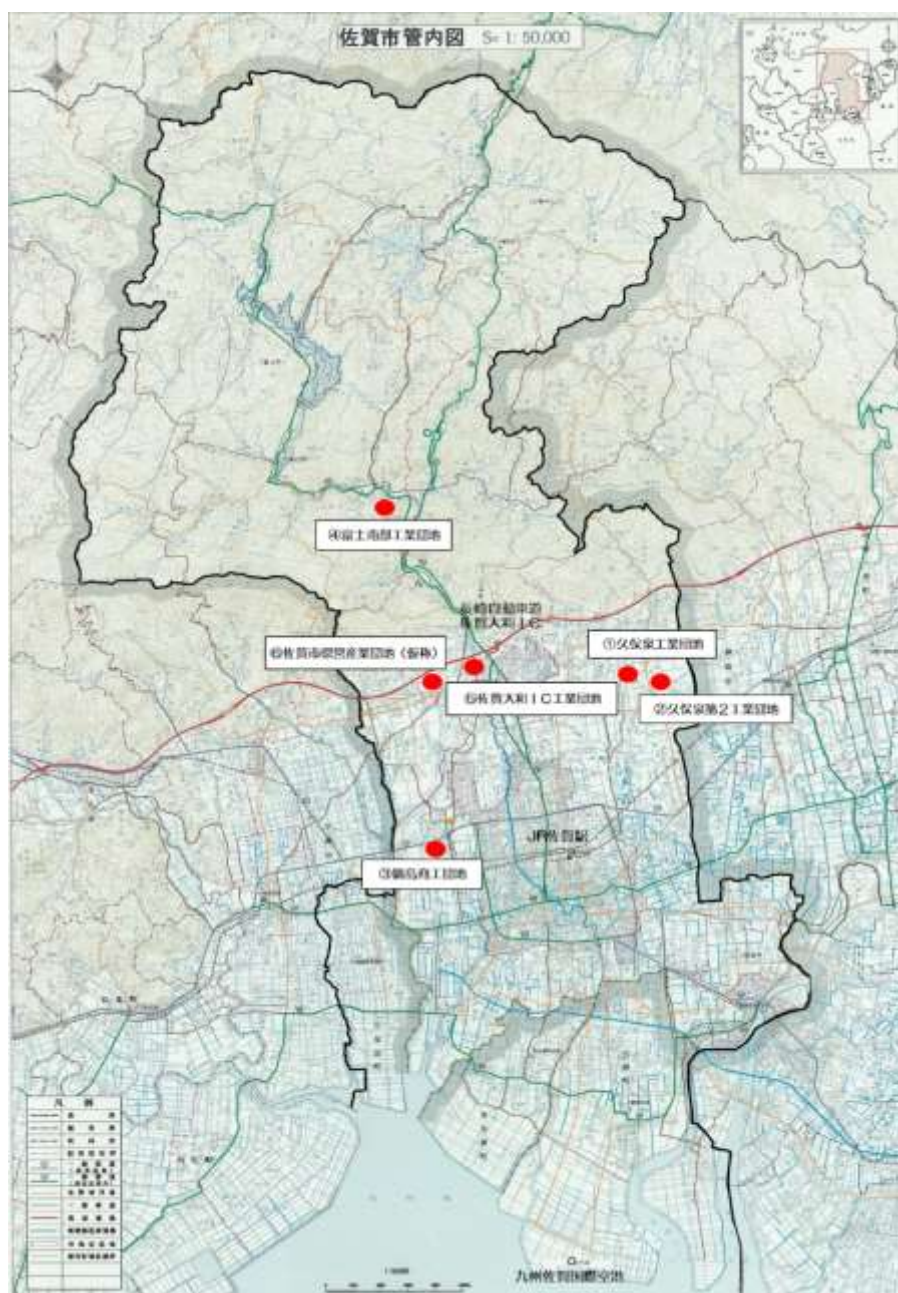
【佐賀市】

(1) 重点促進区域

- ①久保泉工業団地（佐賀市久保泉町大字上和泉他）約 53.9ha
- ②久保泉第2工業団地（佐賀市久保泉町大字下和泉）約 7.9ha
- ③鍋島商工団地（佐賀市鍋島町大字森田）約 5.2ha
- ④富士町南部工業団地（佐賀市富士町大字上熊川他）約 6.7ha
- ⑤佐賀大和 I C 工業団地（佐賀市大和町大字東山田）約 7.5ha
- ⑥佐賀市県営産業団地（仮称）（佐賀市大和長大字川上）約 14.5ha

なお、本区域に、環境保全上重要な地域や農用地区域は含まない。

(地図)



(2) 区域設定の理由

①久保泉工業団地

久保泉工業団地は、長崎自動車道・佐賀大和インターチェンジに近く（車で約10分）、九州内外へのアクセスに優れており、自動車産業（5社）、食品産業（4社）等を中心とした企業27社が集積している。今後これらの集積や交通アクセスを活用して、既存地元企業との連携を強め、地場調達率を高めることにより、地域産業の活性化を図るために、重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

また、本区域に農用地区域及び環境保全上重要な地域は含まないが、全域が市街化調整区域である。

②久保泉第2工業団地

久保泉第2工業団地は、久保泉工業団地と同じく、佐賀大和インターチェンジに近く（車で約10分）、自動車産業等を中心とした企業8社が集積しており、これら輸送用機械関連産業を中心とした成長ものづくり分野を推進するために、重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

また、本区域に農用地区域及び環境保全上重要な地域は含まないが、全域が市街化調整区域である。

③鍋島商工団地

鍋島商工団地は、国道34号線等の主要幹線道路に近く、市街地へのアクセスも良いことから、企業11社が集積しており、成長ものづくり産業を推進するために重点的に支援すべき区域であることから重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

また、本区域に農用地区域及び環境保全上重要な地域は含まないが、全域が市街化調整区域である。

④富士町南部工業団地

富士町南部工業団地については、企業5社が集積しており、佐賀大和インターチェンジに近い（車で約10分）という交通アクセスを活用した産業を推進するために重点促進区域として設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

また、本区域に農用地区域及び環境保全上重要な地域は含まないが、全域が市街化調整区域である。

⑤佐賀大和インターチェンジ工業団地（佐賀市大和町大字東山田）

佐賀大和インターチェンジ工業団地は、佐賀市大和町大字東山田に位置し、有効面積7.5haの工業団地として、令和2年度に造成工事を行い、令和3年4月以降から企業への分譲開始を計画している。地理的な特徴として、長崎自動車道・佐賀大和インターチェンジに近く（車で約5分）九州内外へのアクセスに優れており、更なる産業の集積を図るために、重点促進区域に設定した。

なお、本区域で、平成28年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）はない。

また、本区域に農用地区域及び環境保全上重要な地域は含まないが、全域が市街化調整区域である。

⑥佐賀市県営産業団地（仮称）（佐賀市大和町大字川上）

佐賀市県営産業団地（仮称）は、佐賀市大和町大字川上に位置し、有効面積 14.5 ha の産業団地として、令和 5 年度から造成工事を行い、令和 7 年度中の分譲開始を計画している。地理的な特徴として、長崎自動車道・佐賀大和インターチェンジに近く（車で約 5 分）九州内外へのアクセスに優れており、更なる産業の集積を図るために、重点促進区域に設定した。

また、本区域に農用地区域及び環境保全上重要な地域は含まないが、市街化調整区域である。

（関連計画における記載等）

佐賀市都市計画マスタープランにおける記載：本地区は、九州横断自動車道・佐賀大和インターチェンジがある本市の都市間交通の要衝の地となっており、流通業務・工業などの立地需要の受け皿として、交通利便性の高い佐賀大和インターチェンジを活用した流通・工業団地の形成について検討するとしている。

（3）（重点促進市町村による）工場立地特例対象区域の設定

<別添様式により提出>